

## 監査報告

独立行政法人通則法（以下通則法という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの付属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

### I 監査の方法及びその内容

各監事は、監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて追加説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務、財産の状況を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

### 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

監事は、毎月開催される役員、審議役、各課長で構成される役職員会合に同席し、福岡空港並びに周辺区域に関する国・県・市の動向をはじめ、年度計画の進捗及び予算の執行状況、さらには直面する課題等の取組状況の説明を受け、情報収集及び業務執行状況の把握に努めている。

また、理事会や役職員から報告を受ける日常的な監査活動の場面においても、必要に応じて意見を表明している。

平成 26 年 11 月 13 日から 14 日にかけて期中監査を実施し、中期計画に基づく平成 26 年度計画の業務の運営状況を検証したほか、平成 27 年 6 月 9 日から 10 日にかけて期末監査を行い、平成 26 年度決算に係る財務諸表等及び当該事業年度の業務実績並びに事業報告書を査閲し、中期計画に基づく平成 26 年度計画の達成状況及び通則法改正に伴う内部統制システムの整備及び運用状況についての検証を行った。

監査の結果、中期計画に基づき平成 26 年度計画で掲げた業務の執行は、法令等に従い適正に実施されており、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認める。

### 2 機構の内部統制システムの整備及び運営についての意見

独立行政法人における内部統制システムの整備及び運営については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号総務省行政管理局長発）に基づき、当機構においても平成 27 年 4 月からの改正通則法施行に合わせ、理事長のリーダーシップの下、基本理念および運営方針の制定、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の全社的推進体制の整備並びに推進責任者の選任に加えて、業務方法書の変更を始めとする関係規程の整備が図られたところである。

また、「独立行政法人の監事の機能強化に伴う措置について」（平成 26 年 11

月 28 日総管査第 321 号総務省行政管理局長発) 及び監事監査指針(平成 26 年 12 月 19 日独立行政法人、特殊法人等監事連絡会)を踏まえ、監事機能強化のための諸施策や監査体制確保に向けた補助職員の設置等の大幅な見直しが行われ、業務方法書及び監事監査要綱に明文化されたところである。

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

また、内部統制システムに関する法人の長の職務の執行について指摘すべき事項は認められない。

### 3 機構の役員の仕事の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実のあったときは、その事実

役員の仕事の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

### 4 財務諸表等についての意見

財務諸表及び決算報告書について、会計責任者からの説明聴取を行うとともに、会計帳簿等の監査を実施したが、会計スタッフのスキルは高く、監査法人との連携も十分に取れており、財務諸表等の品質に特段の問題点は見当たらない。

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認める。

なお、損益計算書の臨時損失欄に計上されている調停解決金は、20 年前に当機構が原因者として境界を錯誤した結果、隣接所有者に損害を与えていたことが判明したため、問題解決に向けて透明性・公正性を確保すべく裁判所の調停を仰ぎ、支出を余儀なくされた費用である。

本件は迅速かつ的確な対応により、問題の早期解決と公正な処理が行われただけでなく、過去の同種案件の再点検や再発防止に向けた取組みが指示される等、適切に処理されている。

## 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令に従い、機構の事業執行状況を正しく示しているものと認める。

## Ⅲ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針等の過去の閣議決定において定められた監査事項については、閣議決定の趣旨を踏まえ取り組むとともに、適時適切に公表がなされており、適正な対応状況であると認める。

なお、保有資産の見直し（独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月閣議決定）のフォローアップの中で、現預金及び独立行政法人通則法第 47 条等により運用する国債等に関する調査があったが、当機構は「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 25 日閣議決定）において、「福岡空港の民間委託と関連し、法人の業務が全て終了した段階で廃止する」とされている現状を踏まえ、機構保有資産については、民間委託の動向等を踏まえつつ、廃止・移管される場合の資金リスク（出資金、再開発事業施設の預かり敷金、及び資産除去債務等）に備えるとともに、円滑な政策遂行のために準備していくべきと考える。

平成 27 年 6 月 23 日

独立行政法人空港周辺整備機構

監 事	伊藤 正一	印
監 事(非常勤)	柳原 健治	印